7　添　付　図　面	無線設備系統図
8　参　考　事　項	無線設備の型式又は名称

短　　辺　　（日本産業規格Ａ列４番）

［注１～８　略］

9　６の欄は、次によること。

⑴　⑴は、申込設備に関し、１の欄から５の欄までの記載事項以外の工事設計について、電波法第３章に規定する技術基準に適合していることを申込者が確認し、□にレ印を付けること。

⑵　微弱無線設備とは、電波法第４条第１号に規定する発射する電波が著しく微弱な無線局の無線設備をいう。

⑶　同時申込の無線設備とは、申込設備と同一の筐体に収められた他の無線設備のうち、当該申込設備と同時に同一の登録証明機関又は承認証明機関に対し、技術基準適合証明又は工事設計認証の申込をしている無線設備をいう。

⑷　⑵は、申込設備と同一の筐体に収められた他の無線設備の有無及び該当する①から④までの□にレ印を付けることとし、①の番号及び種別欄には、番号として技術基準適合証明番号、工事設計認証番号又は識別番号を記載し、種別として第２条第１項に掲げる特定無線設備の種別を記載すること。

⑸　⑶は、申込設備と同一の筐体に収められた全ての無線設備に関し、申込設備及び⑵①から③までに申告した無線設備の工事設計の範囲外の電波を発射しないことを申込者が確認し、□にレ印を付けること。また、⑵④の無線設備であつて現に免許等（免許、登録又は予備免許をいう。）を受けている場合又は新たに免許等若しくは認証等（技術基準適合証明、工事設計認証又は技術基準適合自己確認をいう。）を受けた場合は、⑶で確認した範囲外の電波であつても、その免許等又は認証等に係る工事設計の範囲内の電波を発射することを妨げない。

10　７の欄は、次によること。

［⑴・⑵　略］

⑶　６の欄の⑵④で申告した無線設備について、工事設計（送信機の定格出力、発射可能な電波の型式及び周波数の範囲に係る部分に限る。）を記載した資料を添付すること。

［11　略］

第五　地球局、航空機地球局又は携帯移動地球局に使用するための無線設備の工事設計書

工　事　設　計　書			
1　通　信　方　式			

［注１～８　同左］

9　６の欄は、１の欄から５の欄までの記載事項以外の工事設計について電波法第３章に規定する技術基準に適合している旨を記載すること。

10　７の欄は、次によること。

［⑴・⑵　同左］

［新設］

［11　同左］

第五　地球局、航空機地球局又は携帯移動地球局に使用するための無線設備の工事設計書

工　事　設　計　書			
1　通　信　方　式			